

事業概要

平成 29 年度

広島県東部厚生環境事務所福山支所
広島県東部保健所福山支所

目 次

I 概況

1	管内の概況	1
2	市町別主要指標	2
3	管内図	3
4	行政組織・業務内容	4
	(1) 行政組織	4
	(2) 沿革	5
5	常設の相談等の実施計画	7

II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	8
	(1) 情報収集管理	8
	(2) 人材の育成と資質の向上	8
	(3) 地域保健対策協議会	8
2	児童・母子・父子・寡婦福祉対策	8
3	医療対策	9
	(1) 医療施設対策	9
	(2) 救急医療対策	9
4	地域支援対策	9
5	健康増進対策等	9
	(1) 生活習慣病対策	10
	(2) がん対策	10
	(3) 食育推進対策	10
	(4) 肝炎対策	10
	(5) 栄養改善対策	10
	(6) 歯科保健対策	11
	(7) 健康増進対策	11
6	母子保健対策	11
	(1) 心身障害児対策	11
	(2) 不妊治療支援事業	11
7	感染症対策	12
	(1) 感染症対策	12
	(2) 結核対策	12
	(3) エイズ・性感染症対策	12
8	精神保健福祉対策	13
	(1) 医療対策の推進	13
	(2) 精神保健対策の推進	13
	(3) 自殺予防対策推進事業	14
9	難病対策	14
	(1) 特定医療費(指定難病)の支給認定 及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定	14
	(2) 難病相談等支援事業	14
	(3) 難病患者地域支援対策推進事業	15

10	食品衛生対策	15
	(1) 監視指導	15
	(2) 食中毒対策	15
11	狂犬病予防対策	16
12	薬事対策	16
	(1) 医薬品対策	16
	(2) 毒物劇物対策	16
	(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策	16
	(4) 献血対策	17
	(5) シックハウス対策	17
13	環境保全対策	17
	(1) 地球温暖化対策	17
	(2) 大気汚染防止対策	17
	(3) 水質汚濁防止対策	17
	(4) ダイオキシン類対策	18
	(5) 地下水汚染防止対策	18
	(6) 出口川汚染防止対策	18
	(7) 化学物質対策	18
	(8) 土壌汚染対策	18
14	廃棄物対策	18
	(1) 一般廃棄物対策	19
	(2) 産業廃棄物対策	19
	(3) びんごエコタウン事業	19
15	試験検査業務	19
	(1) 食品衛生関係	19
	(2) 環境関係	20
	(3) 感染症関係	20

Ⅲ 資料

1	管内の状況一覧	21
---	---------	----

地域保健福祉対策

(1)	保健福祉関係学生の実習受入れ状況	23
(2)	衛生教育の実施状況	24
(3)	市町指導の状況	24
(4)	圏域地域保健対策協議会の状況	25
(5)	医師臨床研修受入れ状況	25

高齢者福祉対策

(1)	在宅医療推進医の配置状況	26
-----	--------------	----

身体障害者等福祉対策

(1)	ろうあ者専門相談員の相談指導状況	27
-----	------------------	----

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1)	母子福祉資金の貸付状況	28
(2)	父子福祉資金の貸付状況	29
(3)	寡婦福祉資金の貸付状況	30

医療対策

- (1) 病院・診療所の状況 31
- (2) 立入検査及び使用許可件数 31

健康増進・栄養改善対策等

- (1) 給食施設等の指導状況 32
- (2) 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく
食品表示の相談・指導状況 33
- (3) 健康増進事業実施状況 34
- (4) 健康生活応援店の状況 35
- (5) 食育圏域連絡会議開催状況 36

感染症対策

- (1) 感染症発生状況 37
- (2) 結核の状況 38
- (3) 感染症発生に伴う指導状況 41
- (4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況 42
- (5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況 42
- (6) 健康教育実施状況 42
- (7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況
及び肝炎治療受給者証の交付状況 43

歯科保健対策

- (1) 訪問指導等の状況 44
- (2) 相談事業の状況 44
- (3) 市町指導・支援の状況 44

精神保健福祉対策

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 45
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 45
- (3) 組織育成支援状況 45
- (4) 相談指導実施状況 46
- (5) 家庭訪問指導状況 46
- (6) 普及啓発・人材養成実施状況 47

難病対策等

- (1) 特定医療費（指定難病）の承認状況 48
- (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況 59
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況 59
- (4) 相談事業の実施状況 60
- (5) 電話相談及び面接相談等の状況 60
- (6) 家庭訪問指導の状況 61
- (7) 患者・家族に対する学習会の実施状況 61
- (8) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況 61
- (9) アレルギー疾患相談事業等実施状況 62
- (10) アスベスト相談状況 63
- (11) 森永ひ素ミルク患者対策 63

母子保健対策

- (1) 長期療養児療育相談指導の実施状況 64
- (2) 不妊治療費助成の申請状況 64
- (3) 不妊検査費助成の申請状況 64
- (4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況 64

食品衛生対策	
(1) 施設数の状況	65
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	67
(3) 食品衛生監視指導状況	68
(4) 食品収去検査状況	70
(5) 集団食中毒発生状況	70
生活衛生対策等	
(1) 狂犬病予防業務の状況	71
薬事対策	
(1) 薬事監視指導状況	72
(2) 毒劇物監視指導状況	73
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	74
(4) 医薬品収去検査状況	75
(5) 献血状況	75
環境保全対策	
(1) 公害関係特定施設の状況	76
(2) 土壌汚染対策の状況	76
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	77
(4) 公害苦情事案の取扱状況	77
(5) 水質事故事案の取扱状況	77
(6) 大気汚染測定項目（常設）一覧表	78
(7) 環境調査の実施状況	79
廃棄物対策	
(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	80
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	81
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	81
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	82
(5) 産業廃棄物関係立入指導状況	83
(6) 産業廃棄物に係る協議等	84
試験検査業務	
試験検査の実施状況	85
その他の資料	
(1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧	86
(2) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	86

I 概 況

1 管内の概況

東部厚生環境事務所福山支所の管内区域は、福山市、府中市、神石郡神石高原町の2市1町である。

なお、福山市は平成10年4月に中核市へ移行し、保健所業務のほとんどは福山市に移管されている。

管内面積は1,095.87k㎡で、県の総面積の12.9%を占めている。

地形は、東西に約30km、南北に約60kmと南北に長く、南は標高0mの沿岸地域から北は標高600mの山間部に至り、東は岡山県に接し、南は瀬戸内海を隔てて愛媛県に接している。

気候は、南部は瀬戸内海型気候に属して温暖であるが、北部は標高が高く、準高冷地型で寒暖の差が大きい。

管内人口(平成29年1月1日現在)は513,130人で、県の総人口の18.2%を占めており、前年と比較して、人口は各市町とも減少している。

1世帯当たりの人数は2.37人で逐年減少し、核家族化が進んでいる。また、65歳以上の高齢者が人口に占める割合の管内平均(28.4%)は県平均(28.1%)とほぼ同じであるが、神石高原町では45%を超えるなど、過疎地域を中心に人口の高齢化が急速に進んでいる。

就業構造は、総体的には第3次産業への就業者比率が高くなってきているものの、内陸型工業都市として発展してきた府中市等では第2次産業への就業者比率が高くなっている。

また、福山市内海町では漁業、神石高原町では農業と、第1次産業への就業者比率が高くなっている。




産業は、世界有数の規模・生産量をもつ製鉄所、世界と競っている造船・電機・機械、天然油脂や繊維メーカー、先進的な電子産業関連企業群がある一方、木工や家具等の地場産業も集積している。管内には、地場産業からハイテク産業まで、その専門領域でキラリと光る「オンリーワン企業」「ナンバーワン企業」が多く集積している。

農業は、南部沿岸地域は水稻を主体に野菜(くわい、きゅうり、ほうれんそう、こまつな、アスパラガス)、果樹(ぶどう、柿、桃、いちじく)、花(菊、バラ、トルコギキョウ)、肉用牛、乳用牛、鶏、豚の生産が、北部地域は水稻を基幹とし、高冷地の特性を活かした施設野菜(トマト、ほうれんそう、アスパラガス)、工芸農作物(こんにゃく)、花(りんどう)、肉用牛、乳用牛、鶏(採卵用)が盛んである。

交通は、東西方向にはJR山陽新幹線、JR山陽本線、第三セクター井原線の各鉄道のほか山陽自動車道、国道2号、国道486号などが、南北方向にはJR福塩線、国道182号、国道313号、県道府中上下線、県道福山沼隈線などがあり、地域の幹線交通網を形成している。

2 市町別主要指標

(平成29年1月1日現在)

区 分	県 全 体	総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町
面積 (K m ²)	8,479.47	1,095.87	518.14	195.75	381.98
世帯数	1,264,905	219,261	198,225	17,093	3,943
総人口	2,812,091	513,130	463,371	40,307	9,452
0歳～14歳	374,475	69,542	64,312	4,423	807
	(13.3)	(13.6)	(13.9)	(11.0)	(8.5)
15歳～64歳	1,646,547	298,101	272,264	21,538	4,299
	(58.6)	(58.1)	(58.8)	(53.4)	(45.5)
65歳～	791,069	145,487	126,795	14,346	4,346
	(28.1)	(28.4)	(27.4)	(35.6)	(46.0)
人口密度	331.6	468.2	894.3	205.9	24.7
市章・町章 及びその由来			 福山城があるところは、もとは蝙蝠山(こうもりやま)と称していましたが、「蝠」は福に通じることから「福山」と称されました。その蝙蝠と山をかたどり、市章としたものです。 【1917年7月1日制定】	 「フ」と「中」をデフォルメし、円満のうちに大きく発展上昇の意を表しています。 【1954年6月28日制定】	 神石高原の「じ」の形を、高原の自然の源となる「太陽」「星」「月」のパーツを記して表現しています。また、星(夢・未来・輝き)に向かい手を広げ抱もうとする姿を現し、対外的には神石高原町の町民の社会貢献と前向きな姿勢を象徴しています。 【2004年11月制定】
市町の花と木			ばら、キク せんたん、モクセイ、 クスノキ	あじさい さくら	ヒゴタイ ヤマボウシ

(注1) 面積…「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」〈国土交通省国土地理院〉

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」〈総務省〉[平成29年1月1日現在]

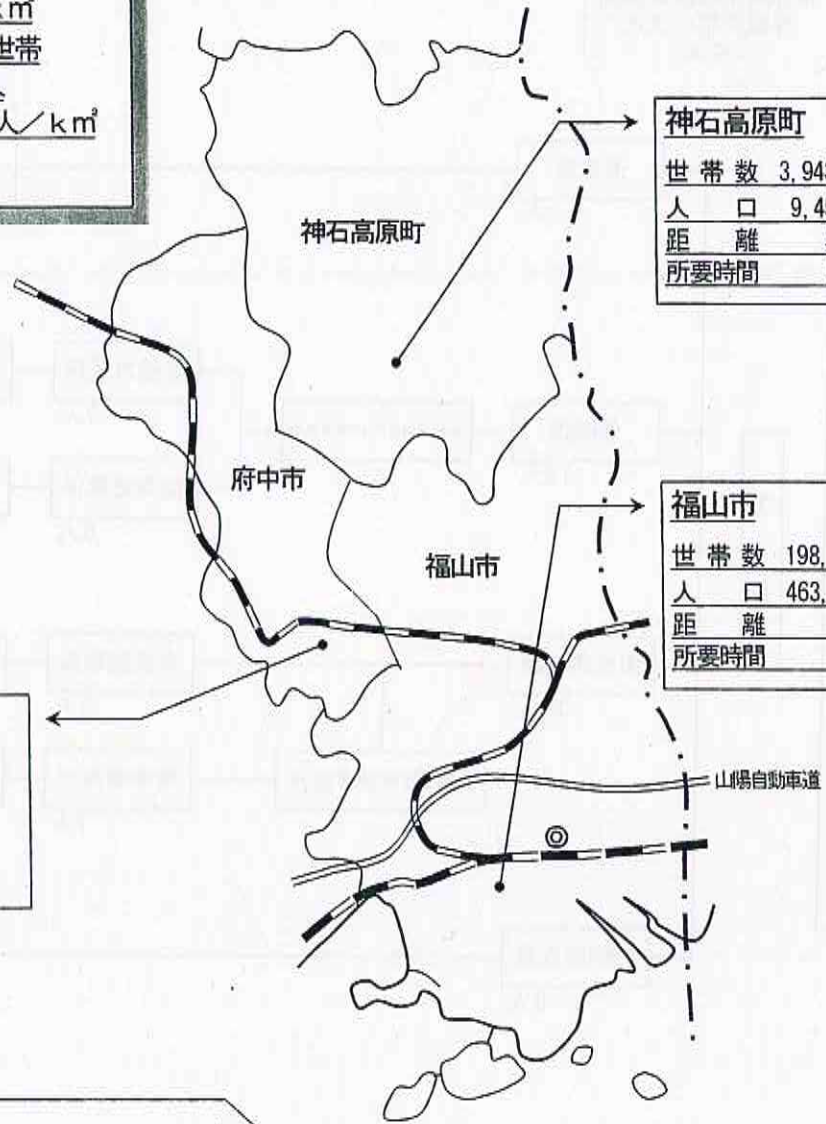
(注3) 総人口年齢区分の下端()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

3 管内図

東部厚生環境事務所福山支所
東部保健所福山支所

面積	1,095.87 km ²
世帯数	219,261 世帯
人口	513,130 人
人口密度	468.2 人/km ²



神石高原町
世帯数 3,943 世帯
人口 9,452 人
距離 36km
所要時間 50分

福山市
世帯数 198,225 世帯
人口 463,371 人
距離 2km
所要時間 10分

府中市
世帯数 17,093 世帯
人口 40,307 人
距離 27km
所要時間 40分

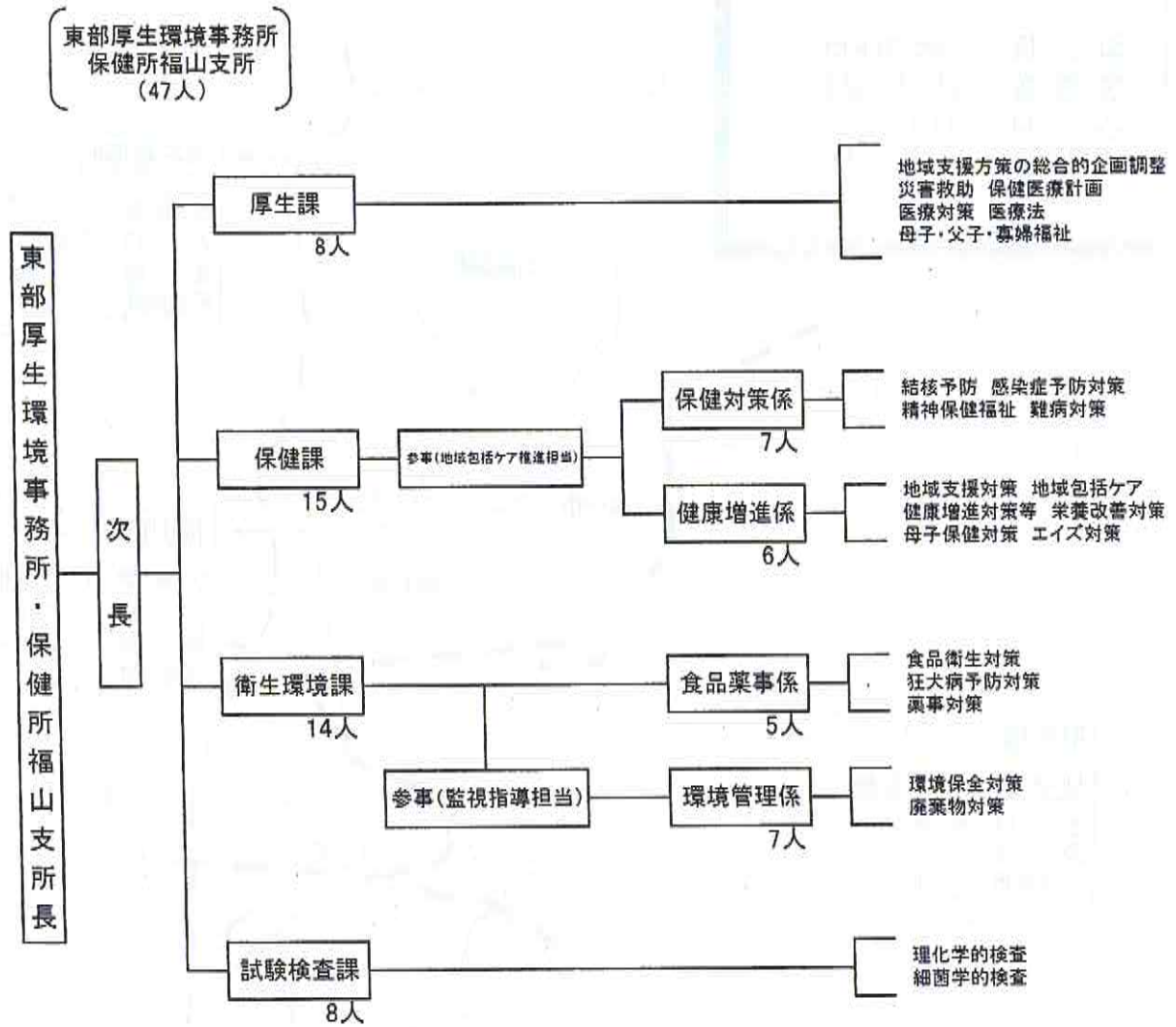


参考資料

- ・平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調<国土交通省地理院>
- ・住民基本台帳年報<総務省>
(平成 29 年 1 月 1 日現在)
- ◎ 当所
- 市役所, 役場

4 行政組織・業務内容

(1) 行政組織



(2) 沿革

広島県東部厚生環境事務所福山支所		広島県東部保健所福山支所	
		S12.12.1	許可 内務省広行第7号
		13.8.1	福山市入船町1162に福山保健所を設置 福山市, 深安郡を管轄(広島県で最初の保健所)
		19.10.20	沼隈郡の一部を追加所管
		20.8.8	戦災で庁舎焼失, 野村澄江宅に仮事務所を設置
		20.8.23	三吉町福山誠之館中学校に移転
		21.3.25	野上町旧曙部隊医務室跡に移転
		23.5.30	新保健所法の施行に伴い, 警察署から書類引継
		24.5.26	新馬場町2339に新庁舎落成, 1市3町23村を所管
S26.10.1	福山, 芦品, 神石地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	26.4.1	A級保健所に昇格
31.5.1	福山地方事務所に福祉課を設置 芦品, 神石地方事務所を廃止 府中駐在所, 油木駐在所を設置	33.12.22	都市計画により御門町に庁舎新築
39.4.1	福山市東桜町3-7に福山福祉事務所を設置, 3市11町2村を管轄 社会課, 保護課, 児童家庭課の3課制 府中駐在所, 油木駐在所を廃止	39.4.1	沼隈郡内海町を尾道保健所から移管
46.10.15	福山市三吉町286-2に移転(福山合同庁舎)	40.9.1	福山市花園町1丁目5-2に変更 (住居表示に関する法律施行)
48.4.1	児童家庭課を福祉課に名称変更	41.5.1	尾道保健所管内松永市の福山市との合併に伴い, 旧松永市区域を所管(1市4町)
51.4.1	県の行政機構改革により, 三次福祉事務所管轄の甲奴郡を管轄区域に編入 福祉課を指導課に, 保護課を福祉課に名称変更	42.4.1	保健所型別UR1型に格付
58.11.21	福山市三吉町1-1-1に変更 (住居表示に関する法律施行)	48.3.31	福山市三吉町286-2に移転(福山合同庁舎)
59.4.1	福祉課で4法現業事務を担当	49.4.1	府中保健所管内芦田町が福山市へ編入合併
H5.4.1	福山福祉事務所, 福山保健所, 府中保健所を統合し, 福山合同庁舎に福山総合福祉保健センター(福山福祉保健センター・福山保健所)を設置, 2市10町1村を管轄 また, 府中合同庁舎に府中地域総合福祉保健センター(府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所)を設置, 1市7町1村を管轄	50.2.1	府中保健所管内駅家町が福山市へ編入合併
9.4.1	保健福祉推進室を設置	58.11.21	福山市三吉町1-1-1に変更 (住居表示に関する法律施行)
10.4.1	福山市の中核市移行により, 保健所所管区域から福山市を除く		
11.4.1	府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所の業務の一部を, 福山福祉保健センター・福山保健所に移管		
13.4.1	県の行政組織の再編整備により福山地域事務所を設置 福山福祉保健センター・保健所の業務を福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所で分掌し, 総務課及び保健福祉推進室の業務を新たに設置した厚生推進課で分掌 環境衛生課を生活衛生課に名称変更 三原保健所及び三原保健所尾道支所の試験検査課の業務を当保健所の試験検査課に統合 府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所の業務の全部を統合 甲奴郡を備北地域事務所に移管(管内2市7町1村となる)		
15.2.3	沼隈郡内海町及び芦品郡新市町が福山市へ編入合併(管内2市5町1村となる)		

16. 4. 1	甲奴郡上下町が府中市へ編入合併
16. 11. 5	神石郡油木町, 神石町, 豊松村及び三和町が合併して神石高原町を新設 (管内 2 市 3 町となる)
17. 2. 1	沼隈郡沼隈町が福山市へ編入合併 (管内 2 市 2 町となる)
18. 3. 1	深安郡神辺町が福山市へ編入合併 (管内 2 市 1 町となる)
21. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い, 地域事務所から専門分野ごとに独立した事務所を設置し, 東部厚生環境事務所・保健所の所管区域に入り, 東部厚生環境事務所・保健所福山支所となる。 厚生保健課, 衛生環境課を設置し, 試験検査課とともに 3 課制となる。
24. 4. 1	組織再編により厚生保健課を廃止し, 厚生課, 保健課を設置。 衛生環境課, 試験検査課とともに 4 課制となる。
旧府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所	
S19. 10. 1	芦品郡府中町大字府川 651 番地に府中保健所を設置 芦品郡及び御調町の一部 (3 町 20 村) を管轄
24. 11. 1	医務課・予防課の 2 課制となる
26. 5. 18	芦品郡国府村大字府川に庁舎新築
26. 7. 24	医務課を総務課に名称変更
29. 3. 31	芦品郡府中町ほか 5 村が合併し, 府中市発足 (管内 1 市 2 町 15 村となる)
30. 1. 1	芦品郡駅家町ほか 3 村が合併し, 駅家町として発足 (管内 1 市 2 町 12 村となる)
30. 2. 1	芦品郡新市町ほか 3 村が合併し, 新市町として発足, 御調郡菅野村ほか 1 村が管外の御調町へ合併 (管内 1 市 2 町 7 村となる)
30. 3. 31	芦品郡阿字村ほか 1 村が合併し, 協和村発足 (管内 1 市 2 町 6 村となる)
30. 4. 1	芦品郡有磨村ほか 1 村が合併し, 芦田町発足 (管内 1 市 3 町 4 村となる)
31. 9. 30	芦品郡河佐村が府中市へ合併, 御調郡諸毛・三郎丸地区が府中市に編入 (管内 1 市 3 町 2 村となる)
34. 7. 1	芦品郡藤尾村が新市町へ合併 (管内 1 市 3 町 1 村となる)
35. 2. 15	総務課・公衆衛生課・予防課の 3 課制となる
35. 9. 2	保健所型別 R 4 型に格付
42. 4. 1	公衆衛生課を環境衛生課に名称変更
48. 4. 1	総務課・環境衛生課・公害課・予防課の 4 課制となる
49. 4. 1	芦品郡芦田町が福山市へ編入合併 (管内 1 市 2 町 1 村となる)
50. 1. 31	芦品郡駅家町が福山市へ編入合併 (管内 1 市 1 町 1 村となる)
50. 4. 1	芦品郡協和村が府中市へ編入合併 (管内 1 市 1 町となる)
50. 5. 1	府中市元町 1 番地に移転 (府中合同庁舎)
51. 4. 1	三和, 上下両保健所を統合し, 管内が府中市, 芦品郡, 神石郡, 甲奴郡の 1 市 7 町 1 村となる 試験検査室を設置, 4 課 1 室制となる
52. 4. 1	保健婦課を設置, 5 課 1 室制となる
53. 4. 1	保健婦課を保健指導課に名称変更
H 5. 4. 1	福山保健所の所管区域に入り, 福山保健所府中支所となる 併せて府中地域福祉保健センターを新設, 福祉課・保健課・環境課・試験検査室の 3 課 1 室制となる
10. 4. 1	試験検査室が本所に統合され, 3 課制となる
11. 4. 1	業務の一部を福山福祉保健センター・福山保健所に移管
13. 4. 1	業務の全部を福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所に統合

5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成29年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
健康増進 栄養改善対策	アレルギー相談	随時	9:00～17:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士による相談
	肝炎ウイルス検査	第1月曜日	14:00～15:00	福山庁舎	
感染症対策	エイズに関する相談	随時	8:30～17:15	福山庁舎	保健師等による相談
	HIV抗体検査	第1月曜日	9:00～15:30 6, 12月のみ 9:00～15:30, 17:30～19:00	福山庁舎	
精神保健福祉対策	ひきこもり・うつ等専門相談	年12回	13:00～15:00	福山庁舎	精神保健相談医又は精神保健福祉相談員による相談
	心の健康相談	年2回	13:00～15:00	府中市保健福祉総合センター	精神保健相談医による相談
	心の健康相談	年6回	13:00～15:00	神石高原町保健福祉センター	精神保健相談医による相談
難病対策	難病相談	年6回	13:00～15:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士による相談
	小児慢性特定疾患児 ピアカウンセリング事業	7,9,1,3月 第3木曜日	10:00～12:00	府中市保健福祉総合センター	ピアカウンセラー・保健師等による相談
		5,11月 第3木曜日	10:00～12:00	神石高原町保健福祉センター	ピアカウンセラー・保健師等による相談
母子保健対策	長期療養児療育相談	年6回	13:00～15:00	福山庁舎	保健師等による相談

Ⅱ 主要事業の概要

当社は、2023年度は、2022年度と同様に、国内市場を中心に、海外市場にも積極的に展開し、売上高を伸ばすことを目指す。また、デジタルマーケティングの推進や、新規事業の創出にも注力する。2024年度は、引き続きこれらの取り組みを進め、さらなる成長を目指す。また、環境への配慮や、社会貢献にも取り組んでいく。

2023年度の業績は、売上高が前年度比10%増加した。これは、主に国内市場での需要増加によるものである。また、デジタルマーケティングの効果が顕著に表れ、新規顧客の獲得に貢献した。一方で、原材料価格の上昇によるコスト増は、利益率に影響を与えている。2024年度は、コスト削減策の推進や、高収益事業の拡大を図る。また、環境への配慮や、社会貢献にも取り組んでいく。

1 地域保健福祉対策

少子・高齢化の急速な進展や中山間地域の過疎化問題等の地域課題に対応するためには、長期的・広域的視点からの施策の推進と市町及び関係機関の連携が重要である。

このため、「地域保健法」に基づく地域保健及び地域福祉に係る広域的・専門的・技術的拠点として、市町及び関係機関と連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健福祉対策を推進する。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉施策の展開のためには情報の共有化が必要であり、管内市町及び関係機関の保健福祉情報の収集と提供を行う。

(2) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の急速な進展や、保健・医療・福祉に対するニーズの多様化により、高齢者や障害者に係る相談や介護、看護等の需用が増大している。これらに対応するため、医師の臨床研修及び保健・医療・福祉関係の学生等の実習指導を実施し、人材を育成する。

(3) 地域保健対策協議会

福山・府中二次保健医療圏内の保健・医療・福祉に関する調査研究・普及啓発活動を実施し、圏域住民の健康保持及び増進に寄与する。

保健医療計画委員会では、平成 25 年 3 月に策定された広島県（圏域）保健医療計画（第 6 次）の進行管理、評価及び次期保健医療計画の策定を行うとともに、圏域における地域医療構想の達成、医療・介護の連携推進に向けた協議等を行う。

救急医療委員会では、メディカルコントロール協議会との連携により、圏域で取り組むべき救急医療体制の協議・検討及び医療従事者等の研修を行う。

健康増進計画委員会においては、健康増進圏域計画の推進・進行管理、その実現に向けての調査・研究、協議及び必要な事業を行う。健康増進計画委員会うつ・自殺対策医療連携協議会においては、産業医・かかりつけ医・精神科医の医療連携の推進方策に係る検討・協議を行うとともに、若年層のメンタルヘルス対策に関する研修等啓発活動を行う。

感染症対策検討委員会では、院内感染防止対策や新型インフルエンザ等医療提供体制の検討及び普及啓発を行う。

2 母子・父子・寡婦福祉対策

近年、離婚の増加等で母子家庭が急増しており、父子家庭を含めたひとり親家庭では、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないなど、様々な困難に直面している。

母子家庭等が経済的に自立した生活を営むことができるよう、子育てと就労の両立支援のための制度の周知に努めるとともに、市町の母子自立支援員との連携を密にして母子父子寡婦福祉資金の円滑な貸付を行う。

3 医療対策

安心できる医療提供体制を整備するため、医療施設における適切な医療環境の確保を図るとともに、救急医療体制の充実を図るなど、圏域保健医療計画を推進する。

(1) 医療施設対策

医療施設における適切な医療の確保を図るため、主に病院及び有床診療所を対象として医療法の規定に基づく立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設の整備、管理の適正化について指導する。

(2) 救急医療対策

ア 救急告示医療機関

救急医療には、救急告示医療機関（管内：病院 24、有床診療所 6）が対応している。

イ 休日・夜間の救急医療

休日の初期（一次）救急医療体制は、地区医師会による在宅当番医制により確保し、休日及び夜間の入院を伴う重症患者に係る二次救急医療体制は、病院群輪番制により確保している。

ウ その他

圏域における初期（一次）、二次、三次（福山市民病院救命救急センター）救急の機能分担、産科・小児科救急等、諸課題の解決に向けた協議・検討を行う。

また、「広島・岡山 県境を越えた医療広域連携会議」においては、広島・岡山両県の行政・医療関係者により、平成 24 年 1 月から、福山・府中地域及び井原・笠岡地域の広域において抱える医療提供体制の諸課題を協議・検討しており、引き続き、相互連携の推進を図る。

4 地域支援対策

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

県では、平成 29 年度末までに 125 全ての日常生活圏域において地域包括ケアシステムを構築することを目標に掲げており、地域特性に応じたシステムの構築に向けた市町の主体的取組を支援するため、本庁（地域包括ケア・高齢者支援課）及び地域包括ケア推進センターと連携して支援策を検討・実施している。

管内全ての圏域（※）において地域包括ケアシステムが構築されるよう、地域づくりの視点で各圏域の課題解決に向けた支援を行う。

※管内の日常生活圏域数：福山市 11、府中市 2、神石高原町 1（計 14）

5 健康増進対策等

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、県民の健康寿命の延伸を図るため、健康ひろしま 2 1（第 2 次）圏域計画、広島県食育推進計画（第 2 次）、広島県がん対策推進計画（第 2 次）及び広島県保健医

療計画等、保健及び医療等に関する各種計画との調和を図りながら、がん及び生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療、重症化予防、それらを取り巻く環境整備に取り組む。

(1) 生活習慣病対策

死因別死亡者割合、生活習慣病の有病者割合の推移及び特定健康診査の受診率等を踏まえ、生活習慣病の発症、重症化及び合併症発症予防を目指し、福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会及び健康ひろしま21圏域計画推進実務者会議において、受診しやすい環境づくり、受診のメリットや有効性等受診率向上に向けた広報活動等、具体的な推進方策・事業等の協議・推進を図る。

(2) がん対策

がんによる死亡率（75歳未満の年齢調整死亡率）の減少を目指し、禁煙週間を中心に、喫煙の健康影響に関する知識の普及啓発及び庁舎内全面禁煙の実施等受動喫煙防止の推進に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ、広島県がん対策推進条例の周知を図る。

また、福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会及び健康ひろしま21圏域計画推進実務者会議において、がん検診の受診率向上及び受動喫煙防止策等を検討するとともに、がん予防に向けた普及啓発を図る。

(3) 食育推進対策

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指し、広島県食育推進計画（第2次）等の推進を図る。

また、福山・府中地域食育推進圏域連絡会議を設置し、関係機関等によるネットワークを構築することで、食育に関する情報の共有及び地域の特性に応じた食育の推進を図り、県及び市町の食育推進計画（第2次）等の推進を支援する。

(4) 肝炎対策

ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所及び医療機関での肝炎ウイルス検査を実施する。

また、市町、医療機関等関係機関との連携のもとに肝炎ウイルス持続感染者の肝疾患患者フォローアップシステムへの登録等に支援を行い、適切な精密検査や治療につなぎ、肝疾患の重症化予防及び肝がんによる死亡率の減少を図る。

(5) 栄養改善対策

ア 給食施設を対象に個別巡回指導及び研修等の集団指導（研修会）を実施し、利用者に適切な栄養管理に基づいた食事が提供され、地域における食育の推進が図られるよう指導及び支援を行う。

イ 市町栄養士及び地域活動栄養士を対象に健康課題の把握や健康づくり施策の推進に係る研修会等を行なうとともに、市町相互の連絡調整及び情報共有を図る。

また、管理栄養士養成施設の臨地実習を受け入れ、次代を担う栄養士の人材育成に関わる。

ウ 食品製造者・販売者等に対し、食品表示法に基づく栄養成分表示が適正に実施されるよう相

談及び指導を行ない、誇大広告等について監視指導する。

また、量販店等の一斉監視を実施するなど食品表示法、景品表示法等を所管する関係部署と連携する。

(6) 歯科保健対策

平成 23 年 3 月 14 日公布の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」や、「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、「8020 運動」など生涯を通じた歯及び口腔の健康づくり等歯科保健活動の普及啓発に努める。

また、各地区歯科医師会・市町・歯科衛生連絡協議会等と連携を図り、市町における各ライフステージに応じたう蝕・歯周疾患予防等普及啓発を支援する。

(7) 健康増進対策

市町における保健事業が、地域特性を踏まえ円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な助言、連絡調整及び情報提供等を行う。

また、健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図るため、県民の健康づくりの実践支援を行う健康生活応援店制度の普及及び認証店舗の拡大に取り組む。

6 母子保健対策

地域の母子保健対策の推進に向け「ひろしまファミリー夢プラン」、「健康ひろしま 2 1 (第 2 次)」福山・府中二次保健医療圏域計画を総合的に推進する。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供するための総合的な相談拠点となる「ひろしま版ネウボラ」の構築及び推進に向け、保健所、市町等の関係機関が連携・役割分担して実施する。

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見や療育を目的として、長期療養児療育相談指導事業、先天性代謝異常等検査事業を実施する。市町、関係機関等と十分な連携を取りながら必要に応じた支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業

ア 特定不妊治療費助成制度

不妊治療の経済的負担の軽減及び心身両面への支援を図るため、高額な治療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。

イ 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

早期に適切な不妊治療を開始することを促し、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図るため、不妊を心配する夫婦が共に不妊検査・一般不妊治療を受けた場合に、その費用の一部を助成する。

7 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図り、総合的な対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 感染症対策

平成 21 年に発生した「インフルエンザ（H1N1）2009」の流行や多剤耐性菌による院内感染事例などから明らかになった課題を踏まえ、広島県感染症予防計画が平成 24 年 4 月に改正された。

当所では、関係機関との連携体制確保のため、平成 24 年 3 月に新型インフルエンザ対策会議を設置した。また、福山・府中地域保健対策協議会において、引き続き新型インフルエンザ等医療提供体制について検討するとともに、医療機関等における院内感染対策の支援のため次のことを行う。

- ア 各医療機関及び高齢者社会福祉施設等における院内感染防止対策を支援するためのネットワークの定着を図る。
- イ 新型インフルエンザ等対策に関する情報提供及び医療提供体制の整備に係る検討を行う。
- ウ 感染症に対する正しい知識の普及啓発、健康危機に対応できる人材の育成を図る。

(2) 結核対策

結核は依然として我が国最大の感染症であり、引き続き結核の根絶を目指し対策を推進する。

管内の状況は、平成 23 年を除き、罹患率はほぼ横ばいにある。また、高齢者の占める割合が高く、長期入院者や、高齢者福祉サービス利用者も多いため、接触者健診対象者が増加している。

ア 結核対策特別促進事業

- (ア) 地域 DOTS 事業として、結核患者に対して確実に抗結核薬を服用させることにより結核治療の完遂を行い、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防する。
- (イ) 普及啓発活動事業として、結核講習会等により、住民や関係施設に対して結核に対する正しい知識及び予防の重要性等の普及啓発を図る。
- (ウ) 高齢者福祉施設等の職員への健康教育を実施し、施設における結核予防対策の推進を図る。

イ 患者管理・接触者指導

- (ア) 結核患者医療費の公費負担を行い、適正医療の普及を図る。
- (イ) 治療終了者への管理検診等を実施し、患者管理の徹底を図る。
- (ウ) 二次感染予防及び感染源対策の徹底を図るため、家族及び接触者への健康診断等支援を行う。
- (エ) 発生時の適切な対応を図るため、関係機関及び関係職種との連携を強化する。

(3) エイズ・性感染症対策

日本におけるエイズ患者・感染者は、発生動向調査によると年々増加している。

県内の患者・感染者の累積報告数も年々増加しており、エイズ・性感染症の感染予防、まん延防止及び患者・感染者への支援を行う。

ア 普及啓発及び教育の推進

高校生等若年層を対象として予防教育を実施するとともに、HIV検査普及週間や世界エイズ

- デーを中心として、地域住民や関係機関等に対してエイズ啓発展や街頭キャンペーンを実施する。
- イ エイズ相談・HIV抗体検査の実施
- エイズ相談を随時実施し、HIV抗体検査は夜間検査の導入等相談者がより受検しやすい体制の充実を図る。
- また、エイズ相談・検査の普及啓発を関係機関の協力や広報や新聞等を通じて実施する。

8 精神保健福祉対策

精神障害者の適切な医療及び保護を行うとともに、社会復帰の促進及び自立と社会活動への参加のために必要な支援を行うことにより、発生の予防・精神的健康の保持増進に努め、精神障害者の福祉の増進及び精神保健の向上を図る。また、心の健康問題の正しい理解のためにあらゆる機会を通じて普及啓発を行う。

(1) 医療対策の推進

ア 精神障害者措置診断等事業

精神保健福祉法に基づいて、関係機関と連携を図りながら人権等に配慮し、迅速、適正に措置診断等を行う。

また、精神疾患により速やかな医療が必要な者に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、土日・休日において精神保健指定医2名の輪番制による「精神保健福祉措置診察の医師の確保事業」を平成24年度から実施している。

イ 精神障害者医療公費負担事業

措置入院患者に対して精神保健福祉法に基づき、適正な医療の提供に努める。

ウ 入院患者処遇適正化対策事業

措置入院者、医療保護入院者の処遇の適正化を図るため、病状審査及び精神科病院実地指導を行う。

エ 精神障害者緊急時支援体制等に係る関係者連絡会議

医療・行政・警察・消防等の関係者が、緊急時の支援の現状を認識し、適切な支援ができるとともに、相互の連携を強化するための連絡会議を開催する。

オ 措置入院者支援会議

措置入院者の退院後の病状の再燃、悪化による再措置、再入院を可能な限り未然に防止するため、入院中から措置入院者及びその家族と地域関係者が面識を持ち、早期に支援を開始することにより、地域生活への円滑な移行を推進する。

カ 障害者総合支援法に係る立入検査

自立支援医療(精神通院医療)の質の確保及び実施の適正化を図るため、指定自立支援医療機関(精神通院医療)へ立入検査を行う。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健相談及び訪問指導事業

精神科医師による精神保健相談や保健師による面接、電話相談及び家庭訪問指導を実施するとともに、必要に応じて対応や支援について関係者と検討し、精神障害者の地域生活を支援する。

イ 思春期ひきこもり等対策事業

ひきこもりに関する専門相談日を開設し、個別相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、当事者及び家族への支援を行う。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき関係機関と連携を図りながら処遇の実施を検討し、地域ケアを行う。

エ 社会復帰支援事業

市町が行う精神障害者当事者グループ、精神障害者保健福祉ボランティアグループ及び精神障害者家族会等の育成を支援する。

オ アルコール健康障害対策推進事業

アルコール健康障害に関する相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、当事者及び家族への支援を行う。

(3) 自殺予防対策推進事業

自殺予防の正しい知識の普及を図るとともに、関係者会議・研修の開催等により、関係者間での情報共有や連携の強化、資質向上等を図り、自殺対策を推進する。

また、市町が行う関係機関との連携やゲートキーパー育成、支援体制の充実等の自殺対策事業について支援する。

福山・府中地域保健対策協議会において、市町、地域の関係機関と連携を図り、若年層のメンタルヘルス対策に関する研修や啓発等を行うとともに、自殺未遂者支援体制の構築を図る。

9 難病対策

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者・患児及び家族の負担軽減を図るため医療費の公費負担を行うとともに、不安解消を図るために難病相談、訪問指導等を実施し、在宅療養を支援する。

また、難病患者等が市町の障害福祉サービスを効果的に利用できるよう支援する。

(1) 特定医療費（指定難病）の支給認定及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定

原因が不明で治療方法が確立していない、厚生労働大臣が定める指定難病（330 疾病）と小児慢性特定疾病（704 疾病）の一定の基準を満たす方に対して、医療費の負担軽減のため、特定医療受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について一部公費で負担する。

(2) 難病相談等支援事業

難病患者及び家族からの相談を受け、社会資源を活用しながら在宅療養できるよう支援する。

ア 相談会

小児難病患児やその保護者を対象として、難病対策センター等の関係機関と連携を図りながら相談会を実施する。

イ ピアカウンセリング

小児慢性特定疾患児を支援するため、その保護者に対し、同じ保護者の立場からの助言・相談

等を行うピアカウンセリング事業を実施する。

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

ア 訪問指導事業

重症難病患者を中心として、在宅療養を支援するために、関係機関、関係職種との連携を図りながら訪問指導事業を実施する。

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

重症難病患者を中心として、個々の実態に応じた、保健・医療・福祉の各サービスを効果的に提供するため、関係者と協議しながら支援計画の作成、支援、評価を行い、きめ細かな在宅療養支援ができるような体制づくりを行う。

10 食品衛生対策

県では、行政、生産者、事業者及び消費者が相互に連携し、生産から消費に至るまでの総合的な食品の安全・安心確保を図ることを目的として、平成15年3月に策定した「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき4期11年間取り組んできた。しかし、依然として輸入食品や食品の表示に対する消費者の不安意識は解消されておらず、また、近年は少量で感染するカンピロバクターや二次感染を起こしやすいノロウイルスによる食中毒が発生するなどこれらへの対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成27年3月に改正された、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の5つの施策体系「衛生管理」「食品表示」「リスクコミュニケーション」「危機管理」「人材育成」に基づき、監視指導、食品の検査、衛生教育等を着実に実施するほか、食品事業者の自主衛生管理の推進を図るなど、食品の安全・安心確保対策に取り組み、安全な食品を安心して食べることができる社会づくりに努める。

(1) 監視指導

ア 監視

食中毒が発生した場合に大規模となるおそれが高い業種（仕出し・弁当業・そうざい製造業・集団給食施設等）に対して重点的な監視指導を実施するほか、平成28年3月に「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」に追加されたHACCPの導入を推進する。

また、平成27年4月に施行された食品表示法に基づき、関係機関と連携し、食品事業者への表示指導を行うとともに、量販店及び加工食品製造施設に対し表示の一斉監視を実施するなど適正な食品表示を推進する。

イ 食品の検査

収去検査を実施し、食品による危害を未然に防止し、食品の安全を確保する。

(2) 食中毒対策

食中毒発生の危険性が高い夏期及び冬期に、食品事業者への重点的かつ集中的な監視指導を行うとともに衛生講習会を開催し、食中毒の未然防止に努める。

また、関係団体と協力して、県民に対する食中毒予防の普及啓発を図る。

1 1 狂犬病予防対策

犬の登録及び狂犬病予防注射事務は平成 12 年度から市町に移譲されているが、引き続き市町及び関係団体と連携し狂犬病予防対策の推進に努める。

1 2 薬事対策

平成 26 年に施行された、一般用医薬品のネット販売の導入や要指導医薬品の薬剤師による対面販売の義務化等に係る取扱いを徹底し、医薬品の適正な供給を図るため、薬局・医薬品販売業者等へ監視指導を行うとともに、不良・不正医薬品等の排除を目的とした収去検査を実施する。

また、平成 28 年 4 月に施行された健康サポート薬局制度などについて周知を図る。

さらに、覚醒剤や危険ドラッグ等薬物乱用による事犯が依然として発生していることから、薬物乱用のない健康で明るい社会を実現するため、関係機関・団体と連携を図り、あらゆる機会を利用して広く啓発活動を推進する。

(1) 医薬品対策

医薬品の品質、有効性及び安全性確保のため、その適切な管理、取扱い等に重点をおいて、薬局、医薬品販売業者等を監視指導するとともに、収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努める。

また、「広島県薬局業務運営ガイドライン」の遵守の指導、医薬品情報提供の指導、医薬品の正しい知識の普及啓発に努めるなど、医薬品の適正使用の推進を図る。

(2) 毒物劇物対策

毒物劇物は広範な分野で使用されており、その取扱い方によっては、保健衛生上、極めて大きな危害を及ぼすおそれがあるため、毒物劇物製造業者、販売業者及び運搬業者等の業務上取扱者等における保管・管理等について重点的な監視指導を実施するなど、危害発生の未然防止に努める。

(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策

ア 薬物乱用防止対策

我が国は依然として「第三次覚醒剤乱用期」にあるといわれている。また、MDMA 等錠剤型合成麻薬や危険ドラッグなどの乱用薬物の多様化、さらに、中学生・高校生等の低年齢層への乱用の広がりが大きな社会問題となっている。

そこで関係機関・団体等と連携し、626 ヤングキャンペーンの実施や薬物乱用防止教室の開催を通して「ダメ。ゼッタイ。」の普及啓発を推進する。

また、医療機関、薬局、医薬品販売業者等の麻薬、向精神薬、覚せい剤原料等取扱施設への立入り、指導取締りの強化を図り、麻薬等の適正な管理を徹底させる。

イ 大麻・けし対策

「不正大麻・けし撲滅運動」、「自生大麻・けし撲滅運動」の実施期間中に管内を巡視し、不正けし・自生けしの除去を行う。また、ポスター等により住民への啓発に努める。

(4) 献血対策

高齢化に伴った輸血医療の増加や感染症対策に伴う献血の制限、及び若年層の献血者の減少が考えられることから、若年層に対する献血推進活動、季節変動や地域差を考慮した献血の呼びかけ等を行う必要がある。

「広島県献血推進計画」に基づき、良質な血液を安定的に確保するため、関係機関と連携し、献血思想の普及啓発を図るとともに、特に400ml献血や成分献血の推進に努める。

(5) シックハウス対策

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などによる室内空気汚染が原因とみられる健康被害（シックハウス症候群）の予防及び軽減を図るため、相談に応じるとともに、広報啓発を推進する。

1.3 環境保全対策

近年、経済社会活動において大量のエネルギーが消費され、様々な化学物質が使用されてきたことに伴い、新たな環境問題として地球温暖化や化学物質がクローズアップされている。このため、安全で安心できる快適な生活が送れるよう、典型7公害対策の他、地球温暖化対策等、総合的な環境保全対策を推進する。

(1) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「広島県地球温暖化防止地域計画」等に基づいて、市町や事業者の温室効果ガス削減対策の取り組みを支援する。また、オゾン層保護と地球温暖化防止を目的とする「フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）」に基づくフロン類充填回収業者の登録や立入検査及び第一種特定製品の管理者を指導する等により、フロン類の適正な回収・処理を進める。

(2) 大気汚染防止対策

「大気汚染防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」の規制対象となる工場・事業場に対して立入検査を実施する。

また、アスベスト対策については、環境モニタリング調査を実施するとともに、建設物解体現場等の立入調査を実施し、飛散防止を指導する。

(3) 水質汚濁防止対策

「水質汚濁防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」の規制対象となる工場・事業場に対して排水検査を含む立入検査を実施する他、有害物質使用特定施設設置の工場・事業場に対し、構造基準適合等の指導を行う。また、市町等が実施する生活排水処理対策をバックアップする。

(4) ダイオキシン類対策

府中市において大気環境中のダイオキシン類の汚染状況を調査する。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制対象となる工場・事業場に対して、立入検査を実施するほか、特定施設からの排出ガスについて、排出基準への適合状況を検査する。

(5) 地下水汚染防止対策

平成4年1月にトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した府中市において、平成5年度から定期モニタリングを実施している。

本年度は、継続して調査する府中市内の3地点を含め、管内5地点において年1回の調査を実施する。

(6) 出口川汚染防止対策

昭和61年6月に出口川において養鯉が斃死したため、調査を行ったところ、上流の碎石場及びその周辺からの湧水中に高濃度のカドミウム等の重金属が検出された。そこで、関係機関の連携のもと、湧水処理施設（処理能力150m³/日）の設置、汚染源である碎石場跡地について覆土植栽法による対策工事を実施した。

平成17年2月と平成20年4月、平成23年7月、平成28年10月に封鎖法面の一部崩落が発生し、関係機関により崩落した法面の修復作業等が実施された。

本年度も府中市と連携して河川及び湧水処理施設の水質調査を継続して実施する。

(7) 化学物質対策

「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」の規定に基づいて、事業者による化学物質の自主管理を促進するとともに、化学物質情報の提供により、市町と連携して地域住民と事業者、行政との相互理解の促進を図る。

(8) 土壌汚染対策

平成22年4月に施行された「改正土壌汚染対策法」の円滑な運用を図るため、届出指導を実施するとともに、調査結果が指定基準を超過した場合、区域の指定や汚染の除去等の指示を行う。

また、「広島県生活環境の保全等に関する条例」の規定による届出指導を実施し、汚染が確認された場合は、汚染拡散防止計画書を作成して、必要な措置を講ずるよう指導する。

1.4 廃棄物対策

近年、廃棄物の量的増大、質的多様化、処理施設の確保困難、焼却処理に伴うダイオキシン類の発生など、廃棄物に起因する環境問題が大きな社会問題となっている。

このような状況の中で、廃棄物の減量化・資源化、再利用の推進を図るとともに、処理施設の計画的な整備及び適正な維持管理の推進がより重要となっている。

(1) 一般廃棄物対策

廃棄物の適正処理を推進するため、市町に対して処理施設の計画的な整備促進及び適正な維持管理等の助言を行う。

本年度も、環境保全や資源有効利用の観点から、容器包装リサイクル法等に基づく一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進について市町へ助言するとともに、生活排水浄化対策として浄化槽保守点検業者の登録事務、立入検査を実施する。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、マニフェスト交付状況報告の徹底を指導するとともに、産業廃棄物の抜取り検査、最終処分場の放流水及び地下水の水質検査を含む立入検査等を実施することにより、適正処理を指導する。

加えて、産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排出基準、維持管理基準等の遵守についての指導及び自主測定結果の公表を行うほか、平成 23 年度から、産業廃棄物焼却施設及び最終処分場の定期検査を実施している。

また、PCB 廃棄物保管事業者に対し、保管状況の報告指導及び公表を行うとともに、広島県 PCB 廃棄物処理計画に従って処理期限までの早期の適正処理を指導する。

なお、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため「自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）」に基づき、引取業等の登録や立入検査等を実施する。

さらに、平成 13 年度に設立した「福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」の関係機関と連携を図りながら不法投棄監視パトロールを実施するほか、管内の主要幹線において産業廃棄物運搬車両検査を実施する。

(3) びんごエコタウン事業

廃棄物を資源やエネルギーとして相互に有効利用することにより、循環型社会を目指す「びんごエコタウン構想」を推進するため、市町と連携して環境にやさしい暮らしを行うよう 3 R 運動（リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の展開に努めるほか、モデル地区である福山市箕沖地区において、循環型施設の集積による環境関連産業の拠点形成を図る。

なお、県は平成 20 年度よりびんごエコ団地の分譲を公募により実施しており、平成 28 年度末には 6 区画中 4 区画が売却済みで、残りの 1 区画について立地協定を締結している。

1 5 試験検査業務

当所は、東部厚生環境事務所・保健所及び福山支所の検査業務を実施する。また、西部東厚生環境事務所の環境関係及び大崎上島町からの工場排水等の検査委託業務も実施している。

試験検査業務として次の業務を実施している。

(1) 食品衛生関係

ア 食品衛生法に基づく成分規格、食品添加物、残留農薬、衛生規範等に関する収去検査。

イ 苦情食品の化学毒物、異物混入等に関する検査。

ウ 食中毒事案等の食中毒起因菌検索に関する検査。

(2) 環境関係

ア 工場・事業場，尿尿処理施設，廃棄物処理施設排水の検査。

イ 工場・事業場，廃棄物処理施設排水の農薬及び揮発性有機化合物（VOC）の検査。

ウ 出口川等の河川水の検査。

エ 河川の汚染など環境事案発生時の対応に関する検査。

(3) 感染症関係

ア 赤痢菌，腸管出血性大腸菌等の感染症事案に関する検査。